

集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める 意見書

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更、「与党と議論して政府として責任をもって閣議決定し、その上で国会で論議いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整をしたうえで閣議決定を行なう予定とされている。

しかし、このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできない。

よって、政府に対して、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月27日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
防衛大臣